

近江八幡市立小学校におけるいじめ重大事態の調査結果の概要について

1. 当該事案の概要について

- (1) 発生日時 令和7年12月5日(金)
- (2) 発生場所 教室
- (3) 対象児童 4年 男 A
- (4) 関係児童 4年 男 B
- (5) いじめの態様

令和7年12月5日(金)、2校時前の5分休憩中に、教室後方の掃除用具庫あたりでBが床に座っていたAに近づき、Aを仰向けに倒し、両足の上に座って心臓マッサージを3回行った。まわりにいた他の児童が止めに入ったが、その後、BはAの顔の上に自らの臀部を置いた。他の児童が止めに入るが、授業始まりのチャイムが鳴るまで続けた。

Aはその行為によって、息ができないなど命の危険を感じるに至り、これからも嫌なことをされるかもしれないと肉体的、また精神的にも苦痛を訴えており、本事案はいじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に相当する重大事態に該当する。

2. 重大事態調査について

- (1) 調査期間 令和7年12月15日(月)～令和8年4月22日(水)
- (2) 調査組織 当該校が組織するいじめ防止対策委員会
- (3) 調査項目 当該事案の学校の対応及び取組
入学時から当該事案までのAにかかるいじめ事案
A、Bにかかる周囲の児童のかかわりについて
- (4) その他 調査にあたり、近江八幡市いじめ問題専門委員会委員が調査結果について指導助言を行う。

3. 調査の概要

(1) 当該事案の調査結果から認定しうるいじめ

- ①令和7年12月5日の休み時間に、BがAを仰向けに倒し、足の上に乗って心臓マッサージを3回する行為、BがAの顔の上に臀部を置く行為
- ②令和7年10月29日の休み時間に、BがAの背中に頭突きをした行為
- ③令和7年10月10日の昼休みに、Bが雑巾ワイパーを振りまわしAをたたいた行為
- ④令和5年11月13日の休み時間に、BがAを振りまわした行為

(2) 学校の課題

- ①学校のいじめに向き合う姿勢やいじめに対する理解の不足
- ②いじめ対応における組織的対応の欠如
- ③学級・学校づくりの弱さ
- ④学校組織としての見守りや支援体制の弱さ
- ⑤学校生活上の約束事の徹底不足

(3) 再発防止策について

①いじめ理解の向上と職員研修の充実

具体的なケースを取り上げた教職員研修を実施し、いじめの認知の感度を上げていく。

②管理職のリーダーシップによるいじめ防止対策委員会の活性化

いじめを認知した場合は、速やかにいじめ防止対策委員会を立ち上げ、管理職のリーダーシップのもと、全教職員で児童を支える体制、指導する体制を整える。

③いじめ事案等生徒間トラブルに対する情報共有体制の改善

教職員間の情報共有の仕組みづくりや人的配置については、市教委において特別支援教育支援員を配置した。加えて、教頭や生徒指導担当を窓口として校務用パソコンを利用して情報共有をできるよう改善する。

④いじめの未然防止につながる人権が大切にされる学級・学年経営

人権教育にいじめ問題を取り上げ、ロールプレイなど取り入れながら体験的に学び、いじめ問題を自分のこととして捉えられるようにする。また、日々の健康観察やアンケート調査、教育相談期間等を活用し、いじめの兆候を見逃さないようにして早期発見に努める。

⑤全校体制での組織的な見守り体制の構築

生徒指導担当が中心となって、管理職や授業のない教員、支援員のスケジュールを一元的に管理し、休み時間等を中心に、巡視や見守り体制の強化に取り組む。

⑥学校生活のきまりや学習規律の徹底による学校生活の質的向上

学校生活上のきまりを全教職員で確認し合い、共通理解のもと共通実践を行い、どの教職員も同じように指導できるようにして、学校全体の規範意識の向上を図る。

⑦命を大切にする学習機会や委員会活動の充実

外部講師を活用し、関係機関とも連携を図り、発達段階に応じていじめ問題に焦点を充てた命の学習に取り組み、自他を大切にする気持ちを持って行動できるようにする。また、いじめを許さない実践的な態度を育成するため、委員会活動において、いじめ撲滅等の取組を児童自身に考えさせた上で実践し、子どもたち自身で、いじめを許さない学校づくりを考える機会を確保する。

⑧教育委員会や関係機関との連携

学校がいじめを認知した場合には、速やかに近江八幡市教育委員会事務局と情報共有を図り、いじめ防止対策委員会で決めた方針や対応について指導助言を得るようにし、関係機関とも連携を図り行動の改善に迫る。